

# 定 款

株式会社ケーユーホールディングス

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社ケーユーホールディングスと称し、英文ではKU HOLDING GS CO., LTD.と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理ならびにそれに付随する業務を行なうことを目的とする。

1. 各種自動車販売及び修理業。
2. 損害保険代理業。
3. 生命保険募集業。
4. 不動産売買、貸借管理、食堂経営、葬祭業。
5. ゴルフ練習場の経営及び会員権の売買斡旋。
6. ホテル及び旅館業。
7. 自動車のリース業。
8. 自動車のレンタル業。
9. フランチャイズチェーンシステムによる各種自動車販売及び修理業加盟店の募集並びに加盟店の指導育成。
10. 有価証券の運用及び投融資。
11. 割賦販売業。
12. 前各号に関連付隨する一切の業務。

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都町田市に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱及び手数料並びに株主の権利行使についての手続きは、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

### (株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

### 第3章 株主総会

#### (招 集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長にさしつかえある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

#### (招 集 地)

- 第13条 当会社の株主総会は、東京都又は神奈川県において招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

- 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (議 長)

- 第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長にさしつかえある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

#### (電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### (決議の方法)

- 第17条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (員 数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

### (選任及び解任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。但し、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は本定款第17条第2項に定めるところによる。
3. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### (任期)

第21条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

### (役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

### (取締役会の招集及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長にさしつかえある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の

場合にはこれを短縮することができる。

3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催

することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当等の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第35条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第48期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第2条 第48期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第3条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

制 定 1972 年 10月26日

一部変更	1975 年 7月20日
〃	1978 年 5月31日
〃	1978 年 7月20日
〃	1979 年 2月28日
〃	1979 年 5月20日
〃	1981 年 5月20日
〃	1982 年 5月20日
〃	1987 年 2月24日
〃	1987 年 11月16日
〃	1988 年 6月29日
〃	1989 年 6月28日
〃	1991 年 6月27日
〃	1994 年 6月29日
〃	1995 年 6月29日
〃	1996 年 6月27日
〃	1997 年 6月27日
〃	1998 年 6月26日
〃	2001 年 6月28日
〃	2002 年 6月27日
〃	2003 年 6月27日
〃	2004 年 6月28日

〃 2006 年 4 月 1 日  
〃 2006 年 6 月 28 日  
改 正 2007 年 10 月 1 日  
〃 2009 年 6 月 24 日  
〃 2014 年 6 月 1 日  
〃 2020 年 6 月 25 日  
〃 2022 年 6 月 28 日